

災害時におけるL P ガス等の優先供給に関する協定書

狭山市（以下「甲」という。）一般社団法人埼玉県L P ガス協会西武支部（以下「乙」という。）とは、狭山市内に地震等による災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、被災した市民等に対して行うL P ガス等の優先供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

（L P ガスの優先供給等に関する協力要請）

第1条 災害時において、甲がL P ガスを必要とするときは、乙に対し避難所等への優先供給について協力を要請することができる。

2 前項の要請は、次の事項を明らかにして口頭や電話等により要請を行い、後日、速やかに協力要請書によりその内容を通知するものとする。

- (1) 協力要請の内容及び必要量
- (2) 協力を希望する期間
- (3) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（L P ガス等の優先供給に関する協力実施）

第2条 乙は、甲から前条の規定に基づく要請を受けたときは、L P ガス等の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

（費用）

第3条 乙が供給したL P ガス等の費用については甲が負担するものとし、価格は災害発生直前の市場価格とする。

（引渡し）

第4条 L P ガス等の引渡場所は甲が指定するものとし、甲は、当該引渡し場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ受領するものとする。

（情報の交換）

第5条 甲及び乙は、相互の協力事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

（連絡責任者）

第6条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては防災を主管する課の課長とし、乙においては一般社団法人埼玉県L P ガス協会西武支部長とする。

（要請窓口）

第7条 甲がこの協定に基づき乙に協力を要請する場合、その要請先は乙の地区役員とする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結日からその年度末とする。

2 この有効期間が満了する日の1ヶ月前までに甲乙いずれからも協定解消の申出がない場合は1年間延長するものとし、以降においてもまた同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、必要に応じて、甲乙協議するものとする。

この協定の成立を証するため本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年 3月29日

甲 埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号
狭山市
狭山市長 小谷野 剛

乙 埼玉県日高市栗坪5番地9
一般社団法人埼玉県LPガス協会西武支部
支部長 駒井政治